

堺市事務決裁規則の一部を改正する規則

堺市事務決裁規則（昭和36年規則第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「子ども相談所長」を「こども相談所長」に改める。

第2条第3号中「、市長公室長」を削り、同条第5号中「子どもの未来応援室長」を「こどもの未来応援室長」に改め、「、イノベーション投資促進室長」及び「、政策推進室長」を削る。

第5条第1項の表中「子ども相談所長」を「こども相談所長」に改める。

第10条各局長共通専決事項（担当局長及びダイバーシティ推進監にあつては、第12号及び第13号に定めるものを除く。）を定める部分第13号中「当直者の決定及び代直者の選任に関する」を「宿日直を命ずる」に改め、同条子ども青少年局長専決事項を定める部分中「子ども青少年局長専決事項」を「こども青少年局長専決事項」に改め、同部分第3号中「、廃止」を削り、「許可」を「認可」に改め、同部分第4号中「又は」を「及び」に、「、勧告並びに改善、制限及び停止の命令」を「等」に改める。

第11条健康部長専決事項を定める部分第1号から第3号までを次のように改める。

- (1) 健康増進法（平成14年法律第103号）に基づく特定給食施設に関する指定、指導、助言、勧告、命令、報告の徴収及び立入検査等に関すること（重要又は異例なものに限る。）。
- (2) 健康増進法に基づく喫煙禁止場所における喫煙の中止又は特定施設の喫煙禁止場所からの退出の命令に関すること（重要又は異例なものに限る。）。
- (3) 健康増進法に基づく特定施設等の管理権原者等に対する指導、助言、勧告、公表、命令、報告の徴収及び立入検査等に関すること（重要又は異例なものに限る。）。

第11条健康部長専決事項を定める部分中第9号を第14号とし、第4号から第8号までを5号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の5号を加える。

- (4) 健康増進法に基づく食品として販売に供する物に関する誇大表示に係る勧告及び命令に関すること（重要又は異例なものに限る。）。
- (5) 大阪府受動喫煙防止条例（平成31年大阪府条例第4号）に基づく府指定喫煙禁止場所における喫煙の中止又は当該場所からの退出の命令に関すること（重要又は異例なものに限る。）。
- (6) 大阪府受動喫煙防止条例に基づく第一種施設及び飲食店等の管理権原者等に対する必要な指導及び助言に関すること（重要又は異例なものに限る。）。
- (7) 大阪府受動喫煙防止条例に基づく府既存特定飲食提供施設の管理権原者等に係る勧告、公表及び命令に関すること（重要又は異例なものに限る。）。
- (8) 大阪府受動喫煙防止条例に基づく府既存特定飲食提供施設及び府指定特定飲食提供施設の管理権原者等からの報告の徴収並びにこれらの施設の立入検査等に関する

こと（重要又は異例なものに限る。）。

第11条子ども青少年育成部長専決事項を定める部分中「子ども青少年育成部長専決事項」を「こども青少年育成部長専決事項」に改め、同条子育て支援部長専決事項を定める部分第1号中「及び特定地域型保育事業者」を「、特定地域型保育事業者及び特定乳児等通園支援事業者」に改め、「取消し」の次に「、指導」を加え、「勧告、命令」を「立入検査、改善命令」に改め、同部分中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 児童福祉施設（保育所及び幼保連携型認定こども園に限る。）、家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業の指導、報告の徴収、立入検査、改善命令等に関すること。

第11条住宅部長専決事項を定める部分第13号中「質問」の次に「、命令の請求」を加え、同部分第14号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に改める。

第12条総務担当課長（局の総合調整を担当する課長をいい、危機管理課長、ICT政策担当課長、企画推進担当課長、企画総務課長、西区役所総務課長及び出納課長を含む。）共通専決事項（別に定めるものを除く。）を定める部分中「、西区役所総務課長」を削り、「出納課長」を「会計課長」に改め、同部分の次に次のように加える。

統計情報担当課長専決事項

(1) 統計調査員の推薦に関すること（職員以外のものに限る。）。

第12条中調査統計課長専決事項を定める部分を削り、同条長寿支援課長専決事項を定める部分中「長寿支援課長専決事項」を「在宅支援・介護予防担当課長専決事項」に改め、同条健康推進課長専決事項を定める部分中第2号を第14号とし、第1号を第13号とし、同号の前に次の12号を加える。

(1) 健康増進法に基づく国民健康・栄養調査の執行に関すること。

(2) 健康増進法に基づく特定かつ多数の者に対して継続的に食事を提供する施設（特定給食施設を除く。）に関する指導及び助言に関すること。

(3) 健康増進法に基づく特定給食施設に関する指定、指導、助言、勧告、命令、報告の徴収及び立入検査等に関すること（重要又は異例なものを除く。）。

(4) 健康増進法に基づく喫煙禁止場所における喫煙の中止又は特定施設の喫煙禁止場所からの退出の命令に関すること（重要又は異例なものを除く。）。

(5) 健康増進法に基づく特定施設等の管理権原者等に対する指導、助言、勧告、公表、命令、報告の徴収及び立入検査等に関すること（重要又は異例なものを除く。）。

(6) 健康増進法に基づく食品として販売に供する物に関する誇大表示に係る勧告及び命令に関すること（重要又は異例なものを除く。）。

(7) 健康増進法に基づく健康増進事業の実施医療機関の指定に関すること。

- (8) 大阪府受動喫煙防止条例に基づく府指定喫煙禁止場所における喫煙の中止又は当該場所からの退出の命令に関すること（重要又は異例なものを除く。）。
- (9) 大阪府受動喫煙防止条例に基づく第一種施設及び飲食店等の管理権原者等に対する必要な指導及び助言に関すること（重要又は異例なものを除く。）。
- (10) 大阪府受動喫煙防止条例に基づく府既存特定飲食提供施設の管理権原者等に係る勧告、公表及び命令に関すること（重要又は異例なものを除く。）。
- (11) 大阪府受動喫煙防止条例に基づく府既存特定飲食提供施設及び府指定特定飲食提供施設の管理権原者等からの報告の徴収並びにこれらの施設の立入検査等に関すること（重要又は異例なものを除く。）。
- (12) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づく特定健康診査及び特定保健指導の実施医療機関の指定に関すること。

第12条生活衛生課長専決事項を定める部分第13号中「及び堺市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和60年規則第61号。以下この号において「規則」という。）」を削り、同号ウを削り、同条子ども育成課長専決事項を定める部分中「子ども育成課長専決事項」を「こども育成課長専決事項」に改め、同部分中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 妊婦のための支援給付に係る認定、認定の取消し、支給及び報告等に関すること。

第12条子ども家庭課長専決事項を定める部分中「子ども家庭課長専決事項」を「こども家庭課長専決事項」に改め、同条幼保政策課長専決事項を定める部分第1号中「及び特定地域型保育に係る地域型保育給付費」を「等、特定地域型保育に係る地域型保育給付費等及び特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費等」に改め、同部分第2号中「及び特定地域型保育事業者」を「、特定地域型保育事業者及び特定乳児等通園支援事業者」に改め、同部分第3号中「限る。）」の次に「及び乳児等のための支援給付」を加え、同条地域産業課長専決事項を定める部分中「地域産業課長専決事項」を「地域産業創造課長専決事項」に改め、同条住宅施策推進課長専決事項を定める部分第5号中「質問」の次に「、命令の請求」を加え、同部分第6号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に改め、同条建築安全課長専決事項を定める部分に次の2号を加える。

- (4) 指定確認検査機関への調査報告の通知に関すること。
- (5) 狭あい道路の後退に係る事前協議に関すること。

第12条企画総務課長（西区役所にあつては、総務課長）専決事項を定める部分中「（西区役所にあつては、総務課長）」を削り、同条保険年金課長専決事項を定める部分第2号中「、国民健康保険高齢受給者証、標準負担額減額認定証等」を「等及び国民健康保険の保険給付等に係る各種証」に改め、同条地域福祉課長専決事項を定める部分第3号中「こと（）」の次に「美原区役所を除く区役所にあつては、」を加え、同条子育て支援課

長専決事項を定める部分に次の1号を加える。

(17) 児童福祉法に基づく子育て世帯訪問支援事業の利用の決定、勸奨及び措置に関すること。

第12条出納課長専決事項を定める部分中「出納課長専決事項」を「会計課長専決事項」に改める。

第13条第1項中「子ども相談所長」を「こども相談所長」に改め、同条第2項子ども相談所長専決事項を定める部分中「子ども相談所長専決事項」を「こども相談所長専決事項」に改め、同条第3項中「子ども相談所次長」を「こども相談所次長」に改め、「自転車対策事務所長」を削り、「保健センター所長（」の次に「東区役所、」を加え、「中区役所及び東区役所」を「及び中区役所」に改め、同条第4項子ども相談所次長専決事項を定める部分中「子ども相談所次長専決事項」を「こども相談所次長専決事項」に改め、同項保健センター所長（西区役所、南区役所、北区役所及び美原区役所に限る。）専決事項を定める部分中「保健センター所長（」の次に「東区役所、」を加え、同条第8項第15号中「300,000円未満」を「400,000円以下」に改め、同項第19号中「美原にしこども園長」を「錦西こども園、東陶器こども園、東浅香山こども園、日置荘こども園及び美原にしこども園の園長」に改め、同項中第22号を第23号とし、第21号を第22号とし、第20号を第21号とし、第19号の次に次の1号を加える。

(20) 乳児等通園支援事業の利用の決定に関すること（錦西こども園、東陶器こども園、東浅香山こども園及び日置荘こども園の園長に限る。）。

第13条第9項中「、中区役所及び東区役所」を「及び中区役所」に改める。

第15条第1項第1号中「教育次長」の次に「、教育施設技術監」を加える。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。